

政策会議付議事案書 (令和6年1月15日)

提案課名 人事課、経営総務課

報告者名 遠藤 一成、古谷 昭仁

<p>事案名</p>	<p>秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>人事院では、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的として、給与水準、俸給制度及び諸手当制度の見直しに関する勧告を行っています。令和5年8月7日の人事院の給与勧告において、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当を新設する旨の勧告がなされました。</p> <p>在宅勤務等手当の取扱いに当たっては、令和5年10月20日付け総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱い」により、「一般職の職員の給与に関する法律及び地方自治法の改正等を踏まえ、適切に対処すること」とされています。本市においても、令和3年2月から職員の子育て及び介護、職員のワークライフバランスの確保等を目的としてテレワーク勤務制度を導入し、テレワークの推進に向けた取組を進めている中で、在宅勤務等手当の取扱いについて、国に準じて適切に対処する必要があります。</p> <p>これらを踏まえ、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度に準じて、在宅勤務等手当を新設するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 これまでの経過</p> <p>(1) 令和5年8月 7日 人事院が国会及び内閣に国家公務員の給与について勧告</p> <p>(2) 10月20日 総務副大臣が地方に地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて通知</p> <p>(3) 10月20日 内閣が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を国会に提出</p> <p>(4) 11月17日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立</p> <p>2 国の在宅勤務等手当の概要</p> <p>(1) 支給対象 一定期間以上継続して、1か月当たり平均10日を超えて在宅勤務等をする職員</p>	

	<p>(2) 手当額 月額3,000円</p> <p>(3) その他 在宅勤務等手当を支給される職員の通勤手当については、交通機関を利用する者は平均1か月当たりの通勤所要回数分の運賃等相当額、交通用具を利用する者は使用距離に応じて定める額に100分の50を乗じた額とされる予定</p> <p>3 県内他市の在宅勤務等手当の制定状況</p> <p>(1) 新設予定 6市(小田原市、逗子市、厚木市、海老名市、綾瀬市、大和市)</p> <p>(2) 未定又は予定なし 9市(横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、南足柄市、三浦市、伊勢原市、座間市)</p> <p>4 本市のテレワークの利用状況(令和5年11月末日時点)</p> <p>(1) 月平均(総人数及び総日数) 11.8人、23.0日</p> <p>(2) 1か月当たりの1人当たり平均利用日数 1.9日</p> <p>5 期待される効果</p> <p>在宅勤務等手当は、一定期間以上継続して、1か月当たり平均10日を超えて在宅勤務等をする職員に対して支給されるもので、本市の現在の利用状況で、支給対象となる職員はいません。しかしながら、人事院の調査報告によると在宅勤務等の働き方については、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、官民間わず広がっており、給与制度についてもこうした社会及び公務の変化に対応していく必要があるとされています。</p> <p>本市においても、秦野市職員づくり基本方針第2期実施計画やはだのICT活用推進計画において、テレワークの推進に向けた取組を進めることとしており、また、育児や介護など、職員の個別の状況により、相当の期間、テレワーク勤務が必要となる働き方も考えられ、このような取組に対して給与制度上からも後押しすることができ</p>
決定等を要する事項	<p>1 秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正し、在宅勤務等手当を新設すること。なお、手当額、支給対象等は国と同様とする。</p> <p>2 令和6年度予算に在宅勤務等手当を計上すること。</p>

今後の  
取扱い

令和6年3月定例会会議 改正条例の議案を上程  
(施行期日は、国と同様に令和6年4月1日とする。)

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

国家公務員に準じて、住居その他これに準じる場所において、一定期間以上勤務することを命じられた職員に在宅勤務等手当を支給するとともに、字句の整理をするため、改正するものであります。

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年秦野市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 9 条の 2 住居その他これに準じるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について 1 か月当たり平均 1 0 日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3, 0 0 0 円とする。

3 在宅勤務等手当の支給の開始月、支給方法等については、規則で定める。

(秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 3 年秦野市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 7 条を次のように改める。

(在宅勤務等手当)

第 7 条 住居その他これに準じる場所において、勤務することを命じられた職員には、その命じられた期間に応じて在宅勤務等手当を支給する。

第 1 1 条の 2 を削る。

第 1 9 条第 1 項中「第 5 条の 3」の次に「、第 7 条」を加え、同条第 2 項中「及び第 5 条の 3」を「、第 5 条の 3 及び第 7 条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>秦野市職員の給与に関する条例の一部改正</p>	
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第9条の2 住居その他これに準じるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超</u></p>	

えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 在宅勤務等手当の支給の開始月、支給方法等については、規則で定める。

### 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(給与の種類)

第2条 (略)

2 (略)

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(在宅勤務等手当)

第7条 住居その他これに準じる場所において、勤務することを命じられた職員には、その命じられた期間に応じて在宅勤務等手当を支給する。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第19条 第4条、第5条、第5条の3、第7条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職

(給与の種類)

第2条 (略)

2 (略)

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

第7条 削除

第11条の2 削除

(会計年度任用職員についての適用除外)

第19条 第4条、第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員には適



員には適用しない。

2 第4条、第5条、第5条の3及び第7条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

用しない。

2 第4条、第5条及び第5条の3の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。